
第Ⅱ部

基本構想

第1章 まちづくりの基本方針

第2章 計画の基本フレーム

第1章 まちづくりの基本方針

1. 将来像

これまでの本市のまちづくりでは、恵まれた自然環境と力強い産業との調和による、潤いと安らぎ、安全・安心を兼ね備えたまちの形成を進めるとともに、農業・水産業の振興や鹿島臨海工業地帯を核とした企業の立地促進、公共施設、商業施設などの集積を図ることによる、市域を超えた経済圏・文化圏の形成を目指してきました。

今後は、これまでのまちづくりを着実に引き継ぎつつ、更に市民本位の取組を深めながら、市民をはじめとする様々な主体のまちづくりへの主体的・積極的な参画を促し、各主体の協力と連携を強めながら、市民が本市への愛着と誇りを感じるまちづくりを力強く進めていきます。

そこで、本計画の将来像を、次のように設定します。

[将来像]

魅力ある誇れる神栖市を目指して



2. まちづくりの理念

本計画の将来像「魅力ある誇れる神栖市を目指して」を支える、まちづくりの理念（計画全体を貫く基本姿勢）として、次の3点を設定し、まちづくりを推進していきます。

①市民本位 [市民とともに歩む]

- 市民が心から喜びと満足を感じるまちの発展に向けて、市民にとって真に必要な「市民本位」の施策を一体的かつスピード感を持って進めていきます。

②協力と連携 [人々のつながり・結びつきを大切にする]

- 今後、人口減少・少子高齢化が一層進み、地域の活性化やコミュニティの維持が困難になっていくと懸念される中、市民をはじめとする様々な人々のつながり・結びつきを大切にした「協力と連携」のまちづくりを進めていきます。
- 市民をはじめ各種団体や事業者、行政等、本市で活動するあらゆる主体が良き協力関係（パートナーシップ）を築きながら、互いに役割を担い、力を合わせ連携して地域課題に取り組んでいきます。

③挑戦 [地域課題に果敢に挑む]

- 生活様式の変化や脱炭素社会への取組等、大きな変革期が訪れている今、市民の日々の暮らしを支える基本的な環境が一層充実するよう、様々な地域課題の解決に向けて果敢に「挑戦」していきます。
- 本市の豊かな自然環境やスポーツ・レクリエーション施設、農水産品、産業活力、スポーツのまちづくりの取組等、本市の強み・魅力を最大限活かしながら、市民一人ひとりが我がまちへの愛着と誇りを感じるまちづくりを進めていきます。



3. 施策の大綱

将来像を実現するために、7の分野、14の基本目標を掲げ、それぞれの基本目標が目指すべき姿（方向性）を以下に整理します。

[将来像]

魅力ある誇れる神栖市を目指して

[理念]

①市民本位

[市民とともに歩む]

②協力と連携

[人々のつながり・
結びつきを大切にす]

③挑戦

[地域課題に果敢に挑む]

[施策の大綱]

1 医療・健康福祉

11 地域医療体制の確立と医療人材の育成・確保をはかる

12 子どもを産み育てやすい環境を整える

13 健康でひとにやさしいまちを目指す

2 生活環境

21 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくる

22 豊かな自然と環境を守り・活かすまちをつくる

3 産業

31 新たな成長と雇用を生み出す基盤を整える

32 地域の強みを活かした産業・観光を育てる

4 都市基盤

41 拠点機能を強化し、まちの活力と魅力を高める

42 良好な居住環境を整える

5 教育・文化

51 充実した教育環境を整える

52 生涯にわたり学び続ける環境を整える

6 地域づくり

61 住民同士がつながりを深め、安心感のある地域コミュニティをつくる

62 多様な主体が力を発揮しやすい地域をつくる

7 自治体運営

71 効率的でより開かれた自治体運営を目指す

※施策大綱の7分野の色分けは、視覚障害の方などにも配慮して、「カラーユニバーサルデザイン 推奨配色セット ガイドブック」（第2版）を参考に、見分けやすいとされている色を割り当てています。

大綱 1 医療・健康福祉

11 地域医療体制の確立と医療人材の育成・確保をはかる

- 市民や企業に寄り添う地域医療の実現を目指し、幅広い方々の連携促進による地域医療体制の確立と、医師や看護師をはじめとする医療人材の育成・確保を図ります。

構成施策 111 医療

12 子どもを産み育てやすい環境を整える

- 子育て日本一の実現のため、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を行います。

構成施策 121 子ども・子育て支援

13 健康でひとにやさしいまちを目指す

- 生涯健康で元気に暮らし続けることができるよう、健康の保持・増進のための取組を推進します。
- 社会保障の充実と、制度の健全な運営を図ります。
- 地域福祉の推進のため、地域の支え合いやコミュニティ活動の活性化、福祉サービス、相談体制等の充実を図ります。
- 障がい者の自立した生活や社会参加を支える取組を推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境を整えます。

構成施策	131 保健	132 社会保障	133 地域福祉
	134 障がい福祉	135 高齢者福祉	

大綱 2 生活環境

21 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくる

- 防災・減災対策や消防・救急体制の充実を図ります。
- 関係機関や地域等と連携し、犯罪や交通事故が起こりにくい環境づくりを推進します。
- 消費者の安全・安心のため、消費生活相談体制や情報提供の充実に努めます。
- 墓地の計画的な整備と火葬場、斎場の適正な管理、運営に努めます。

構成施策	211 防災・危機管理	212 消防・救急活動の推進	213 防犯
	214 交通安全	215 消費者行政	216 墓地・火葬場

22 豊かな自然と環境を守り・活かすまちをつくる

- 自然環境を守り育てるため、市民の自然保護意識の高揚を図るとともに、市民、事業者、行政が連携し、自然環境の保全に取り組みます。
- 脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策・エネルギー施策を強化し、再生可能エネルギーの地産地消と都市間流通による地域の活性化の取組を推進します。
- ごみの減量化、廃棄物の適正な処理等の循環型社会の構築に向けた取組を推進します。

構成施策	221 環境保全・公害防止	222 廃棄物対策
------	---------------	-----------



大綱 3 産業

31 新たな成長と雇用を生み出す基盤を整える

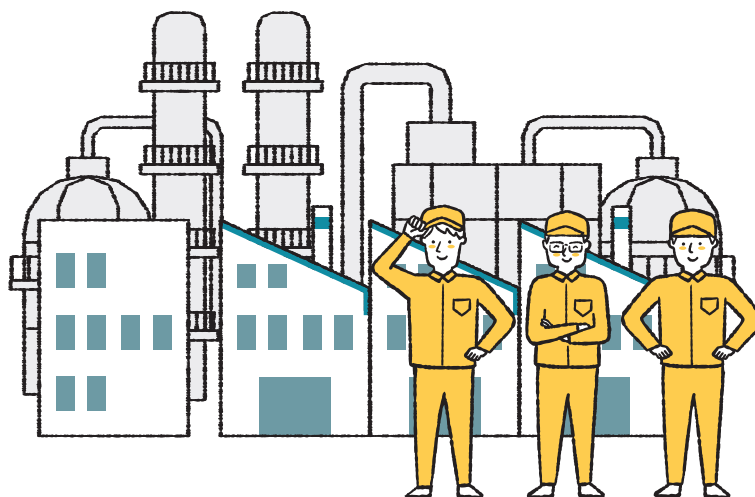
- 立地企業への支援及び企業誘致を促進するとともに、県及び関係機関と連携し、カーボンニュートラルポートや国際バルク戦略港湾への取組等、産業の競争力を支える環境整備を推進します。
- 国や県の施策と連携しながら、雇用の安定や地域経済の活性化を図ります。

構成施策 311 企業誘致 312 雇用・労働環境

32 地域の強みを活かした産業・観光を育てる

- 農業経営の安定化促進や意欲のある担い手の育成等により、良好な生産基盤を維持するとともに、神栖市農産物のブランド力強化を図ります。
- 水産資源の持続的利用や、付加価値の高い水産業の確立に向けた取組を推進します。
- 地域経済を支える中小企業等の経営安定及び活性化を図ります。
- 地域資源を活かした観光・交流の取組を推進します。

構成施策 321 農業 322 水産業 323 商工業 324 観光



大綱 4 都市基盤

41 拠点機能を強化し、まちの活力と魅力を高める

- 拠点ごとに居住地や都市施設を誘導していく神栖市型のコンパクトなまちづくりを推進します。
- 地域特性を踏まえた持続的な公共交通網体系の構築を推進します。
- 空き家の適正管理及び利活用を促進します。
- 境界トラブルの未然防止や災害復旧の迅速化等を図るため、地籍調査事業の推進に努めます。

構成施策	411 拠点・市街地整備	412 公共交通
	413 空き家対策	414 地籍調査

42 良好な居住環境を整える

- 人と車が安全に移動できる道路網、安全な河川の整備を推進します。
- 公園施設の効率的な維持管理と改築、更新を行い、利用者の安全と安心の確保に努めます。
- 都市の魅力を高めていくため、良好な景観や街並みの形成に向けた取組を推進します。
- 安全で安心な水道水を安定的に供給します。
- 生活排水の適切な処理を進め、良好な水辺環境を保全するとともに、雨水排水路の適正な整備や管理を実施します。

構成施策	421 道路・河川	422 公園・緑地	423 景観
	424 上水道	425 生活排水	426 雨水

大綱 5 教育・文化

51 充実した教育環境を整える

- 家庭、地域、幼稚園・保育所、小学校等が連携しながら、就学前教育の充実を図ります。
- 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む学校教育を推進します。

構成施策	511 就学前教育	512 学校教育
------	-----------	----------

52 生涯にわたり学び続ける環境を整える

- 生涯学習環境の整備を進めるとともに、まちの豊かな歴史・文化の継承、芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。
- 豊かな資源・施設を活かし、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境を整えます。

構成施策	521 社会教育	522 芸術・文化	523 スポーツ・レクリエーション
------	----------	-----------	-------------------

大綱6 地域づくり

61 住民同士がつながりを深め、安心感のある地域コミュニティをつくる

- 地域の課題解決に向けた市民、団体、行政等による協働の取組を進め、地域コミュニティの活性化を図ります。
- まちの魅力が広くアピールされ、移住・交流を促進する環境整備を推進します。

構成施策 611 市民協働・地域コミュニティ 612 移住・定住・交流

62 多様な主体が力を発揮しやすい地域をつくる

- 性別に関わりなく、市民一人ひとりが個性や能力を発揮しやすい地域社会の形成を図ります。
- 国籍や文化の異なる市民間の相互理解を促進する環境づくりを推進します。
- 学校や家庭、地域社会における人権意識・人権感覚の高揚を図るため、市民に対する啓発活動や人権教育を推進します。

構成施策 621 男女共同参画の推進 622 多文化共生 623 人権

大綱7 自治体運営

71 効率的でより開かれた自治体運営を目指す

- 市の行政情報や魅力を積極的かつ効果的に市内外に広く発信するとともに、市民の意見・要望を市政に可能な限り反映し、市民本意の市政を推進します。
- 多様化する市民ニーズ等に対応しながら、質の高い行政サービスを持続的に提供できる効果的・効率的な行政運営を推進します。
- 社会経済の変化に柔軟に対応しながら、税収・財源の確保を図り、健全で安定的な財政運営を図ります。
- 将来的な施設需要を見極めながら、公共施設の適正な管理・活用を推進します。
- 周辺自治体との連携により、広域でのまちづくりや市民サービス向上を図ります。

構成施策 711 広報・広聴 712 行政運営 713 財政運営
714 公共施設等管理 715 広域行政

4. SDGsの本計画への位置づけによる実現

本市では、SDGsという世界共通のものさしで設定された目標（持続可能な開発目標）を本計画に組み込み、市の施策とSDGsとの関連を意識しながら、「誰一人として取り残さないまち」を目指した取組を進めていきます。

[SDGsの17のゴールと自治体行政の果たし得る役割]

17のゴール / ゴールの説明	自治体行政の果たし得る役割
 <p>目標1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>目標2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>目標4 質の高い教育をみんなに 全ての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う。</p>	<p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>目標6 安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>目標8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>	<p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>



目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。



目標10 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する。

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。



目標11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっていきます。



目標12 つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する。

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。



目標13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。



目標14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。



目標15 陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。



目標16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。



目標17 パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化化する。

自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

資料：「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）導入のためのガイドライン」
（一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）

第2章 計画の基本フレーム

1. 将来人口

本計画の将来人口については、神栖市人口ビジョン（平成27年度策定）が目指す長期展望人口を踏まえつつ、人口ビジョン策定後の人口の社会動向及び出生率の実績等を勘案し、推計人口の時点調整を行った結果、目標年次2026年は95,234人と推計されることから、ほぼ現状維持の約95,000人と設定します。

また、年齢3区分別人口について見れば、14歳以下の年少人口は11,870人（12.5%）、15～64歳の生産年齢人口は59,211人（62.2%）、65歳以上の高齢者人口は24,153人（25.3%）と推計され、年少人口と生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加の傾向が続く見通しであり、総人口が維持される中でも、少子高齢化は確実に進んでいくことが予想されます。

[将来人口の見通し（計画フレーム）]

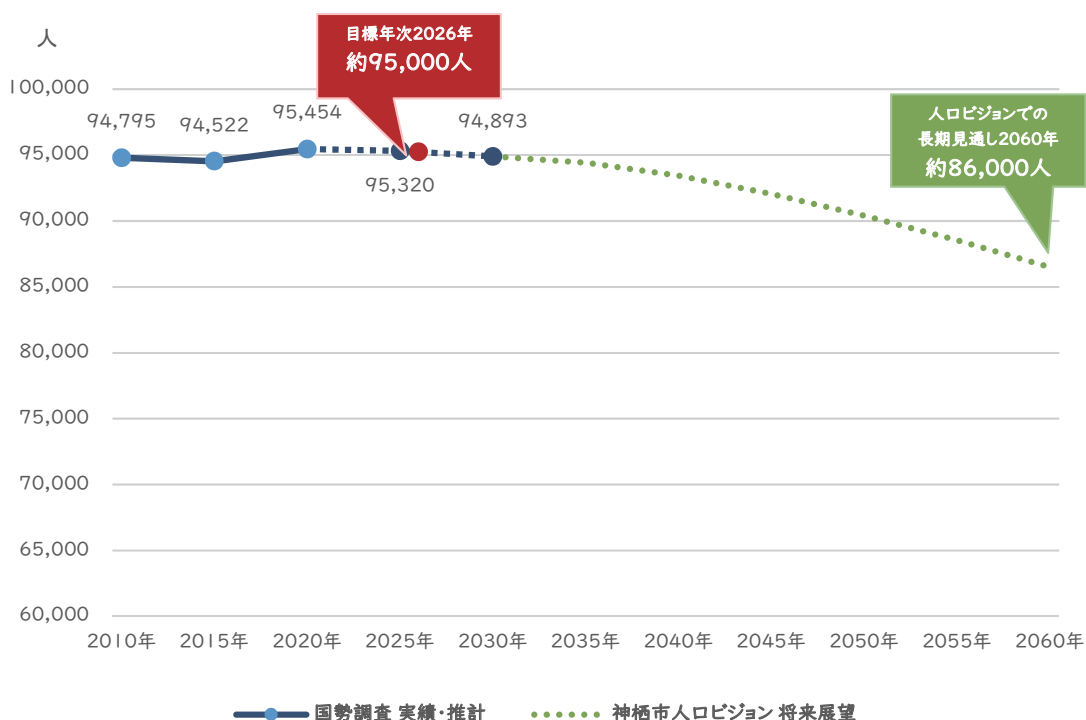
実績値 ← | → 推計値

（単位：人、％）

	2010年	2015年	2020年	2025年	2026年	2030年
総人口	94,795	94,522	95,454	95,320	95,234	94,893
年少人口 (14歳以下)	14,759	13,721	12,569	11,914	11,870	11,696
	15.6%	14.5%	13.2%	12.5%	12.5%	12.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	64,171	61,172	59,856	59,484	59,211	58,120
	67.7%	64.7%	62.7%	62.4%	62.2%	61.3%
高齢者人口 (65歳以上)	15,865	19,629	22,162	23,922	24,153	25,077
	16.7%	20.8%	23.2%	25.1%	25.3%	26.4%

※ 2010～2020は国勢調査に基づく実績値。2020は年齢不詳867人があり、総人口と年代別人口の合計と一致しない。

※ 2025～2030は推計値（神栖市人口ビジョンを時点調整した推計値）。



2. 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

豊かな水の恵みを受け、利根川水運など海や河川とともにあった地勢的な条件をベースに、鹿島開発に伴って重化学コンビナートを中心としたまちへと発展してきた都市づくりの特徴を踏まえ、豊かな自然と都市が調和する土地利用を基本としていきます。

1. 社会・経済・環境のバランスのとれた持続可能性のある土地利用

豊かな水と緑の恵みからなる自然的土地利用、重化学コンビナートを中心に県内有数の都市として発展する土台となっている都市的土地利用の両方の特徴を生かしながら、社会・経済・環境の3つのバランスを保つことを意識した土地利用を図ります。

2. 都市と自然の重なりを大切にす神栖らしさのある土地利用

活力あふれる都市的土地利用から緑豊かな自然的土地利用をつなぎ、重なり合う部分での共生を意識した良好な土地利用を図ります。

3. 時代の変化に対応した柔軟性のある土地利用

今後の人口減少・少子高齢化や産業構造の変化に、柔軟に対応する土地利用を図っていきます。

(2) 集約と連携を活かす「拠点・核」、「軸」、「エリア」の配置の考え方

土地利用の基本的な考え方を踏まえ、集約と連携を活かす「拠点・核」、「軸」、「エリア」を配置し、機能的な都市構造の実現を目指していきます。

① にぎわいとるおいのある地域づくりを育む「拠点・核」の配置

本市のにぎわいを形成し、生活に必要な機能が集積するまとまりを持った地区を「拠点」として、拠点の機能を補完し、市民の生活の質を高める機能を備える主要な施設を「核」として位置づけます。

拠点については、本市の中心のなにごわいを形成し広域的な交流機能を持つ「都市拠点」、地域生活に必要な商業・サービス系の施設と住宅が集積する「にぎわい地域拠点」、住宅と生活を支える施設によって形成される「生活地域拠点」を設定します。

核については、「交流の核」、「ふれあいレクリエーションの核」、「水と緑の憩いの核」、「産業活力の核」等を設定します。

② 都市構造を支える「軸」の配置

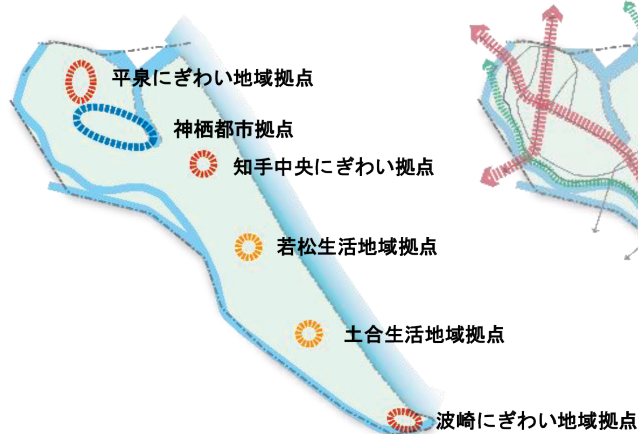
神栖市の骨格的な機能を持つ道路である国道124号を「都市中心軸」とし、それを補完する連絡道を「市内連携軸」として位置づけ、市内連携網の強化を図ります。また、海岸線と河川沿岸を「水と緑の連携軸」として位置づけ、神栖市の豊かな自然環境の魅力を高めていきます。

③ 都市機能の効率性を高める「エリア」の形成

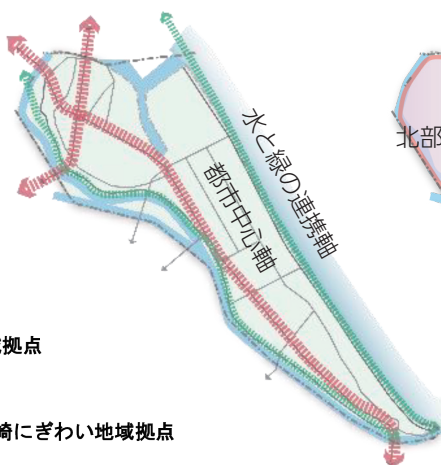
都市機能及びコミュニティの充実を図るため、以下の4つのエリアを設定し、効率的なまちづくりを推進します。

- 鹿島臨海工業地帯、波崎工業団地を中心とした「港湾・工業地区」
- 国道124号沿道に集積する商業施設や、神栖市役所、防災アリーナ、文化センター・中央公民館等の公共施設が多く立地する「北部地区」
- 知手中央市街地および若松市街地を中心とした「中部地区」
- 土合市街地および波崎市街地をコミュニティの中心とした「南部地区」

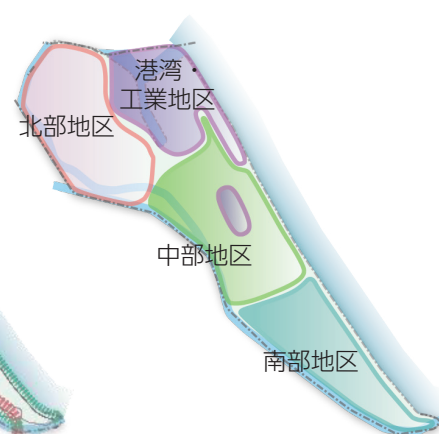
[拠点・核の配置のイメージ]



[軸の配置のイメージ]



[エリアの配置のイメージ]



(3) 土地利用区分別の取組の方向性

① 商業・業務系

鹿島セントラルホテル周辺や神栖中央公園周辺等、商業・業務系の施設が集積する区域においては、広範な地域の人々に様々なサービス等を提供する高次都市機能の集積を図り、本市の顔として広域的な求心力を高めます。

また、南北に細長い本市の地形を踏まえ、骨格となる国道124号沿道周辺を中心に、地域ごとに日常の生活圏を支える商業・サービス機能の充実・強化を図ります。

② 工業・流通業務系

工業・生産系および流通・業務系の企業が立地する区域においては、道路など都市基盤の整備を推進し、操業環境の向上や港湾機能の強化を促進します。また、沖合漁業及び沿岸漁業の拠点基地として漁港の整備を推進します。

③ 住宅系

主に住宅が立地する区域においては、周辺の土地利用の違い等の区域の特性に応じて、住環境の保全を図るとともに、暮らしの安全性や利便性を考慮しながら、住宅機能の計画的な誘導を図ります。また、空き家や低・未利用地の活用を促進していきます。

なお、今後の人口減少下においても、一定の区域において人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保され、災害リスクが低く安全に暮らせることができる区域を「居住誘導区域」として設定し、長期的な観点のもとに、暮らしの安全性と利便性が確保された居住地の維持・誘導を図っていきます。

④ 田園・緑地活用保全系

豊かな自然環境を有する海岸域や河川域、田園地域においては、国定公園や海岸保全区域、農用地区域等、諸制度の適切な運用により無秩序な開発を抑制し、今後も適切な保全を図っていきます。

また、これらの豊かな自然環境は、農業や観光、スポーツ・レクリエーション等、本市の魅力と活力の向上を支える重要な資源ともなっていることから、これら自然環境を、地区特性に応じて、都市活動や産業活動の一部として、適正かつ有効に活用を図っていきます。

⑤ 田園共生系

市街化調整区域においても、業務、産業、住宅が立地し、市域の中で都市的な機能を果たしている区域を田園共生区域と位置づけ、バランスのとれた適切な環境を維持していきます。

【土地利用構想図】



